

取扱注意

# G7 広島サミット消防特別警戒

現地警戒本部（広島空港）

警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

## 目 次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒の期間	1
第4	現地警戒本部の設置場所等	1
1	現地警戒本部	1
2	進駐拠点	1
第5	組織等	2
1	組織	2
2	現地警戒本部長	3
3	構成消防本部	3
4	任務等	3
5	施設等	5
6	情報通信体制	5
第6	警防対策	5
1	空港警戒隊の指揮	5
2	出動体制等	5
3	出動計画	5
4	災害事案覚知時の対応	6
5	空港警戒隊の活動内容	6
6	増強出動の要請	6
7	ヘリ使用時の連携要領	6
8	広島空港政府合同事務棟（管制塔2F）との連携	6
9	広島空港合同対策本部（ターミナルビル3F）との連携	6
10	制限区域内への進入及び退出	7
11	警防関係参考資料	7
第7	予防対策	7
1	予防要員の指揮者	7
2	警戒区域	7
3	防災センターにおける勤務	7
4	予防要員の活動等	8

第8	災害対応要領	8
1	火災発生時	8
2	NBC災害等発生時	9
3	救急事案発生時	9
4	その他の災害発生時	10
5	高速道路上での災害発生時	10
第9	勤務等	10
1	勤務交替及び資機材点検等	10
2	統括警戒本部への定時報告	10
3	警戒期間中のスケジュール	10
4	出退勤要領	11
5	服装	11
6	関係機関等の連絡先	11
第10	その他	11

〈別表〉

別表 現地警戒本部（広島空港）警戒隊一覧

〈別図〉

別図1 進駐拠点施設等（広島空港）一覧

別図2-1 現地警戒本部（広島空港）本部要員配置図

別図2-2 現地警戒本部（広島空港）警戒隊配置図

別図3-1 現地警戒本部（広島空港）配置図

別図3-2 進駐拠点（広島県防災航空センター）配置図

別図3-3（1）（2）進駐拠点（船木コミュニティセンター）配置図

別図4 防災ヘリ等の駐機及び警戒隊の動線

別図5 制限区域内の進入及び退出ゲート

〈別添〉

別添1 対象物警戒資料（広島空港）

別添2 夜間勤務要領

別添3 広島空港警戒隊スケジュール

## 第1 目的

現地警戒本部（広島空港）における防火、防災対策を講じるとともに、災害発生時の初動対応、情報収集活動等を行うために必要な事項を定め、災害発生の未然防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」及び「予防計画」に定めるところによる。

## 第3 消防特別警戒の期間

2023年5月16日（火）から5月22日（月）まで

※警戒期間については、要人の動向により変更する場合がある。

## 第4 現地警戒本部の設置場所等

### 1 現地警戒本部

広島国際空港株式会社

（広島県三原市本郷町善入寺64番地31）

### 2 進駐拠点

進駐拠点	住所	進駐員
広島県防災航空センター	三原市本郷町善入寺 94番22	空港警戒隊
船木コミュニティセンター	三原市本郷町船木 1949	空港警戒隊

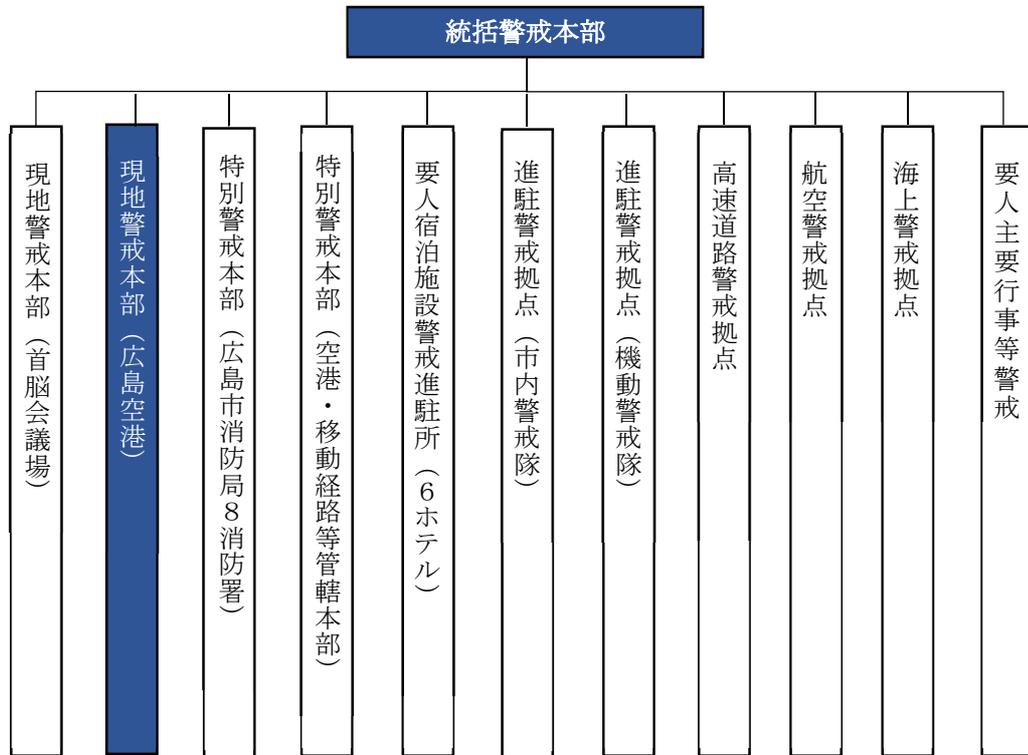
※ 車両数、人員数等は別表「現地警戒本部（広島空港）警戒隊一覧」参照

※ 配置図は別図1「進駐拠点施設等（広島空港）一覧」参照

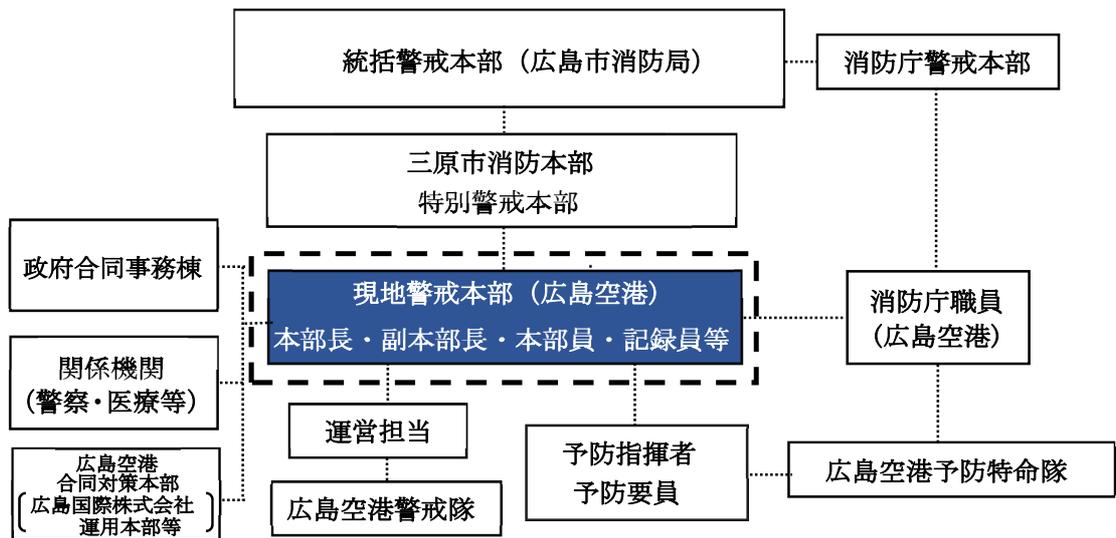
第5 組織等

1 組織

(1) 全体図



(2) 現地警戒本部組織図



## 2 現地警戒本部長

現地警戒本部（広島空港）の本部長は、三原市消防本部警防課長とする。

## 3 構成消防本部

県名	消防本部名
広島県	三原市消防本部、尾道市消防局、東広島市消防局 備北地区消防組合消防本部、福山地区消防組合消防局
大阪府	大阪市消防局、堺市消防局
京都府	京都市消防局
兵庫県	神戸市消防局
鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合消防局、鳥取県西部広域行政管理組合消防局
島根県	松江市消防本部、出雲市消防本部
福岡県	北九州市消防局

## 4 任務等

### (1) 任務

- ア 現地警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各本部等との連携
- エ 空港警戒隊及び予防常駐警戒要員（以下「予防要員」という。）の管理
- オ 現地における災害発生時の対応
- カ 増強出動又は移動配備の要請検討
- キ 関係機関からの情報収集
- ク 各種情報の整理
- ケ 現地医療対策本部等との連絡調整
- コ 要人の移動及び滞在情報の収集
- サ 空港施設の火災予防
- シ その他特命事項

## (2) 任務分担等

## ア 本部要員

任務	本部	勤務人員	任務内容
本部長	三原	1 (日勤)	1 現地警戒本部の統括管理及び運営 2 その他必要な事項
副本部長	福山 (防災航空センター)	1 (日勤)	1 現地警戒本部の統括管理及び運営補佐 2 その他必要な事項
	三原 (広島空港)	1 (日勤)	
情報収集員 兼記録員	三原 尾道 東広島	5 (隔日) 三原 1 尾道 2 東広島 2	1 統括警戒本部、現地関係機関、消防庁 リエゾンとの情報伝達 2 災害状況、要人の移動状況などの記録 3 応援救急隊の病院搬送時における誘導 4 その他必要な事項
消防庁 (予防担当)	消防庁	1 (隔日)	1 要人の動向及び災害情報等の収集及び 伝達
広島空港 予防特命隊	神戸 北九州	4 (隔日) 【一係】 神戸 4 【二係】 北九州 4	2 情報収集及び予防要員の支援 3 その他必要な事項
予防要員	三原 福山 東広島 尾道	4 (隔日) 【一係】 三原 2 福山 2 【二係】 三原 2 東広島 1 尾道 1	1 火災等の発生予防に必要な是正指導 2 防火防災設備等(消防用設備、避難施 設、防火設備等の防火・防災に係る施設 等をいう。以下同じ。)の状況確認及び 指導 3 火災等の災害発生時における初動措置 4 要人の移動及び滞在状況等の情報収集 5 その他必要な事項
運営担当	三原 福山 備北 (進駐場所)	6 (隔日) 三原 2 福山 2 備北 2	1 消防部隊進駐場所の運営管理 2 統括警戒本部への各種報告 3 その他必要な事項
調整担当	消防庁 広島県 広島市	2 (隔日) 消防庁 1 広島県 1 1 (日勤) 広島市 1	1 災害状況及び要人の移動情報等の収集 2 統括警戒本部への各種情報伝達 3 その他必要な事項

※ 人員数は、1当務当たりの人員数を指す。

イ 空港警戒隊

任務	勤務人員	任務内容
空港警戒隊	146 (40隊)	1 警戒範囲内で発生する災害への対応 2 警戒エリアの巡回警戒 3 その他必要な事項

※ 人員数は、1当務当たりの人員数を指す。

(3) 配置

ア 本部要員

別図2-1「現地警戒本部（広島空港）本部要員配置図」参照

イ 空港警戒隊

別図2-2「現地警戒本部（広島空港）警戒隊配置図」参照

5 施設等

(1) 広島空港

別図3-1「現地警戒本部（広島空港）配置図」のとおり

(2) 広島県防災航空センター

別図3-2「進駐拠点（広島県防災航空センター）配置図」のとおり

(3) 船木コミュニティセンター

別図3-3（1）（2）「進駐拠点（船木コミュニティセンター）配置図」のとおり

6 情報通信体制

通常時及び災害発生時における情報通信体制は、「情報通信要領」に定めるところによる。

第6 警防対策

1 空港警戒隊の指揮

指揮者は、三原市消防本部消防長が指定する指揮者とする。

2 出動体制等

出動体制及び警戒区域等に関する事項は、「G7出動計画」に定めるところによるものとし、  
出動指令に関する事項は、「出動指令要領」に定めるところによる。

3 出動計画

「G7出動計画」に定めるところによる。

初動対応指定隊：別図2-2「現地警戒本部（広島空港）警戒隊配置図」参照

※要人の到着及び出発時において、初動対応指定隊のうち救急事案に対応する隊は制限区域内（消防庁舎前）に前進待機するものとする。

#### 4 災害事案覚知時の対応

警戒区域内において災害事案を覚知した場合は、速やかに119番通報を実施し、必要な通常配備隊の出動要請及び空港警戒隊に対する指令要求を行う。

#### 5 空港警戒隊の活動内容

「NBC災害等消防活動要領」に定めるところによるほか、指揮者の指示による。

#### 6 増強出動の要請

災害の状況等により、空港警戒隊のみによる消防力では対応が困難と判断した場合、現地警戒本部長等は、統括警戒本部（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動又は移動配備等を要請するものとする。また、必要に応じて、広島空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定に基づき、必要な近隣市町の消防隊の出動を要請するものとする。

#### 7 ヘリ使用時の連携要領

- (1) 傷病者等をヘリ搬送する場合における着陸場所及び緊急車両の動線等については、別図4「防災ヘリ等の駐機及び警戒隊の動線」のとおりとし、ヘリ運用時は広島国際空港株式会社運用本部（以下「広島空港運用本部」という。）と調整するものとする。
- (2) ヘリが不要となった場合は、現地警戒本部から広島空港運用本部に対してその旨を伝達するものとする。

#### 8 広島空港政府合同事務棟（管制塔2F）との連携

要人に関する次の事項について、広島空港政府合同事務棟に常駐する消防庁リエゾンから情報を収集するものとする。

- (1) 要人の移動情報（到着・出発時刻等）
- (2) 要人が搭乗する航空機の便名（フライトナンバー）

#### 9 広島空港合同対策本部（ターミナルビル3F）との連携

災害発生時等において関係機関と必要な連携を図るためリエゾンを派遣するものとする。

## 10 制限区域内への進入及び退出

### 【制限区域内とは】

※広島空港制限区域安全管理規程から抜粋

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「制限区域」とは、広島空港供用規程第7条に定める区域のうち、H I A P社長が、人の立入及び車両の使用等を制限する区域をいう。

※広島空港共用規程から抜粋

(制限区域)

第7条 滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、その他H I A Pが標示する制限区域には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

- (1) その場に立ち入ることについてH I A Pの承認を受けた者  
(2) 航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客

※H I A Pとは、広島空港運用本部をいう。

### (1) 活動連絡

進入及び退出の調整は、現地警戒本部（広島空港）及び広島空港運用本部が綿密に連携して行うものとする。

現地警戒本部（広島空港）080-2334-5137

（予備）090-5424-0144

広島空港運用本部（保安防災担当）090-8285-8335

### (2) 制限区域内への進入及び退出は、広島空港運用本部が誘導し進入するものとする。

ただし、NBC災害等の消防警戒区域の設定が必要な場合は、広島空港運用本部誘導員が、広島空港警戒隊の車両に同乗し誘導を行うものとする。

※別図5「制限区域内の進入及び退出ゲート」参照

## 11 警防関係参考資料

別添1「対象物警戒資料（広島空港）」のとおり

## 第7 予防対策

### 1 予防要員の指揮者

予防要員のうち、三原市消防本部の1名を指揮者（以下「予防指揮者」という。）とし、予防要員の指揮及び統括運営管理を行うものとする。

### 2 警戒区域

原則、広島空港敷地内とする。

### 3 防災センターにおける勤務

- (1) 消防用設備等に異常が生じた場合等は、必要に応じて防災センターにおいて勤務するもの

- とする。
- (2) 災害を含む異常事態の発生を覚知した場合、速やかに現地警戒本部に伝達するものとする。
  - (3) 広島空港に係る防火対象物台帳を配置しておくものとする。

#### 4 予防要員の活動等

- (1) 予防要員は、施設関係者と連携し、消防用設備等の管理状況等について、適宜確認する。  
(施設関係者が館内巡回を行う場合に同行するなど、臨機に対応する。)
- (2) 予防指揮者は、消防用設備等が故障等により正常に作動しないことを覚知した場合、速やかに現地警戒本部長に報告するとともに、施設関係者に対して消防用設備等点検業者への連絡を要請する等、必要な指示又は指導を行うものとする。
- (3) 現地警戒本部長は、前記(2)の情報について、統括警戒本部(情報班)に対して報告するものとともに、特別警戒本部(三原市消防本部)と情報共有を図るものとする。
- (4) 予防要員は、災害が発生した場合、自衛消防組織の活動支援を実施する。なお、その活動は、初動対応に限定するものとする。

### 第8 災害対応要領

#### 1 火災発生時

- (1) 予防要員
  - ア 予防要員は、受信機等で発災場所を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行う。
  - イ 自衛消防組織と連携し、必要に応じて初期消火及び避難誘導を行う。
  - ウ 警戒隊等の到着後は、速やかに現場を引き継ぐ。
  - エ 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部へ報告する。
- (2) 警戒隊等
  - ア G7出動計画に基づく空港警戒隊(初動対応指定隊)及び三原市出動計画に基づく通常配備隊が出動する。
  - イ 空港警戒隊(初動対応指定隊)は、早期に火災現況及び要救助者の把握(特に要人の情報)を行うとともに、必要な初動活動を実施する。
  - ウ 防ぎょ活動は消防用設備等を有効に活用する。
  - エ 通常配備隊が現場到着後、空港警戒隊は、災害状況等を総合的に鑑みた上で、現場を当該通常配備隊に引き継ぎ、速やかに進駐拠点に引揚げるとともに、サミット警戒体制を再構築する。
  - オ 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部へ報告する。
- (3) 現地警戒本部
  - ア 災害情報、出動隊情報及び要人の安否情報の把握に努める。
  - イ 関係機関との連携を図る。
  - ウ 広島空港運用本部と消防警戒区域等の調整を図る。
  - エ 特別警戒本部(三原市消防本部)及び統括警戒本部(作戦班)への情報伝達を行う。
- (4) 広島空港予防特命隊

前各号に掲げる各種情報収集活動を行うとともに、予防要員の活動支援を行う。

## 2 NBC災害等発生時（異臭事案を含む。）

### (1) 予防要員

- ア 勤務する予防要員は、情報収集により速やかに発災場所の把握に努める。
- イ 空調設備の作動状況等について確認し、施設関係者と連携して放送設備等を活用した避難誘導を行うとともに、必要に応じて排煙設備を活用した室内換気を実施する。
- ウ 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部へ報告する。

### (2) 警戒隊

- ア 出動体制は、G7出動計画によるものとする。
- イ 早期に災害現況及び要救助者の把握（特に要人の情報）を行う。
- ウ 警戒隊の活動は、「NBC災害等消防活動要領」によるほか、指揮者の指揮による。
- エ 災害状況等の必要な情報は、逐次現地警戒本部に対して報告する。

### (3) 現地警戒本部

- ア 災害情報、出動隊情報及び要人の安否情報の把握に努める。
- イ 関係機関との連携を図る。
- ウ 特別警戒本部（三原市消防本部）及び統括警戒本部（作戦班）への情報伝達を行う。
- エ 広島空港運用本部と消防警戒区域等の調整を図る。

### (4) 広島空港予防特命隊

前各号に掲げる各種情報収集活動を行うとともに、予防要員の活動支援を行う。

## 3 救急事案発生時

### (1) 予防要員

- ア 事案を覚知した場合、速やかに現地警戒本部へ伝達する。
- イ 必要に応じて搬送補助を行う。

### (2) 警戒隊等

- ア G7出動計画に基づく空港警戒隊（初動対応指定隊）及び三原市出動計画に基づく通常配備隊が出動する。
- イ 活動は、救急活動要領に基づくものとする。
- ウ 陸路による病院搬送が必要な場合は、原則として通常配備隊が実施するものとし、空港警戒隊は、速やかに進駐活動拠点に引揚げるとともに、サミット警戒体制を再構築する。（必要に応じて、空港警戒隊（初動対応指定隊）が病院搬送を実施する場合がある。）
- エ 空路による病院搬送が必要な場合は、前記第6-7に掲げる要領により、原則として空港警戒隊がへりまでの傷病者搬送を行う。
- オ 前記ウ及びエに掲げる事項は、全ての災害事案における傷病者発生時に共通する事項とする。
- カ 傷病者の状況等について、逐次現地警戒本部に対して報告する。

### (3) 現地警戒本部

- ア 災害情報、出動隊情報及び要人の安否情報の把握に努める。

- イ 現地医療対策本部が選定する病院情報及び医師の同乗に関する情報等の収集に努める。
- ウ ヘリによる搬送に係る各種調整を行う。
- エ 特別警戒本部（三原市消防本部）及び統括警戒本部（作戦班）への情報伝達を行う
- オ 他府県からの応援救急隊が病院搬送を実施する際は、情報収集員兼記録員のうち1名以上を当該車両に同乗させ、病院までの誘導を行う。

#### (4) 広島空港予防特命隊

前各号に掲げる各種情報収集活動を行うとともに、予防要員の活動支援を行う。

### 4 その他の災害発生時

#### (1) 現地警戒本部・広島空港予防特命隊・予防要員

原則、前各項に定める活動を行うほか、必要な初動活動等を行う。

#### (2) 警戒隊等

空港警戒隊（初動対応指定隊）はG7出動計画、通常配備隊は三原市出動計画に基づきそれぞれ出動し、災害実態に応じた活動を行う。

### 5 高速道路上での災害発生時

警戒区域のうち、高速道路上で発生した災害に対しては、別に定める「高速道路警戒拠点警戒計画」に定めるところによるほか、以下のとおり対応する。

#### (1) 警戒隊（高速兼務隊）の出動体制は、G7出動計画に定めるところによる。

#### (2) 警戒隊（高速兼務隊）の活動は、災害発生場所の管轄消防本部指揮者の指揮による。

## 第9 勤務等

### 1 勤務交替及び資機材点検等

#### (1) 隔日勤務者は、事務引継ぎを行った上で勤務交替する。

#### (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況、出動状況及び人員・機械の状況等とする。

#### (3) 勤務開始後、空港警戒隊は、車両及び資機材の点検を行うとともに、資機材の数量確認を併せて行うものとする。

#### (4) 勤務時間等は、「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

#### (5) 夜間勤務に関する事項は、別添2「夜間勤務要領」のとおりとする。

### 2 統括警戒本部への定時報告

「警防計画」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》 人員機械等報告書

《様式2》 警戒日誌

《様式3》 重要情報報告書

《様式4》 災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》 災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

### 3 警戒期間中のスケジュール

別添3「広島空港警戒隊スケジュール」のとおりとする。

### 4 出退勤要領

#### (1) 出勤時

各隊の隊長は、自隊全員の出勤を確認した上で、出勤受付場所において警戒員名簿に必要な事項を記入するものとする。（※押印不要。）

#### (2) 退勤時

勤務時間終了後、随時退勤するものとする。

### 5 服装

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

### 6 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

## 第10 その他

1 各拠点等における留意事項は、別に示す。

2 本計画に定めのない事項については、「警防計画」及び「予防計画」等その他G7広島サミットに関する各種計画・要領等によるものとする。

## 現地警戒本部（広島空港）警戒隊一覧（40隊146名）

三原西消防署（1隊2名）							
中隊別	任務	消防本部名	隊種	車種	隊数	人数	備考
指揮	現地指揮本部長	三原市	指揮隊	指揮車	1	2	

防災航空センター（11隊43名）							
中隊別	任務	消防本部名	隊種	車種	隊数	人数	備考
指揮	指揮本部【高速兼務】	三原市	指揮隊	指揮車	1	3	
	特殊災害対応・救助担当指揮	大阪市	指揮隊	指揮車	1	5	
救助	検知活動（拡散防止）	大阪市	救助隊	救助工作車	1	5	
	検知活動（拡散防止）	京都市	救助隊	救助工作車	1	5	
	救助活動【高速兼務】	福山地区	救助隊	救助工作車	1	5	
	進入管理【高速兼務】	三原市	警防隊	ポンプ車	1	4	
除染	緊急除染	東広島市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	水源確保【高速兼務】	東広島市	警防隊	ポンプ車	1	3	
支援	支援活動	大阪市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	分析活動	大阪市	警防隊	特殊災害対応車	1	2	
救急	救急活動（搬送班）【高速兼務】	三原市	救急隊	救急車	1	3	

船木コミュニティセンター（28隊101名）							
中隊別	任務	消防本部等	隊種	車種	隊数	人数	備考
指揮	支援担当指揮	福山地区	指揮隊	指揮車	1	3	
	除染担当指揮	京都市	指揮隊	指揮車	1	3	
	救急担当指揮	尾道市	指揮隊	指揮車	1	3	
救助	救助活動	堺市	救助隊	救助工作車	1	5	
	救助活動	鳥取県西部	救助隊	救助工作車	1	5	
除染	緊急除染	備北地区	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（除染前トリアージ）	大阪市	警防隊	救助工作車	1	4	
	除染活動（除染前トリアージ）	大阪市	警防隊	救助工作車 資器材搬送車	1	6	
	除染活動（小テント搬送）	堺市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（小テント搬送）	堺市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（小テント搬送）	堺市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（小テント除染班）	福山地区	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（小テント除染班）	備北地区	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（小テント除染班）	鳥取県西部	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（大型テント搬送）	京都市	警防隊	大型除染車	1	2	
	除染活動（大型除染班）	京都市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（大型除染班）	京都市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	除染活動（大型除染班）	福山地区	警防隊	ポンプ車	1	4	
支援	支援活動	尾道市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	支援活動	出雲市	警防隊	ポンプ車	1	4	
	支援活動	鳥取県東部	警防隊	ポンプ車	1	4	
	空気充填	堺市	警防隊	空気充填車	1	2	
	資器材搬送	鳥取県東部	警防隊	資器材搬送車	1	2	
救急	救急活動（除染後トリアージ）	尾道市	救急隊	救急車	1	3	
	救急活動（救護所運営）	松江市	救急隊	救急車	1	3	
	救急活動（救護所運営）	出雲市	救急隊	救急車	1	3	
	救急活動（搬送班）	備北地区	救急隊	救急車	1	3	
	救急活動（搬送班）	大阪市	警防隊	人員輸送車	1	2	

# 進駐拠点施設等（広島空港）一覽



別図1

電子国土地理院地図を使用

現地警戒本部（広島空港）本部要員配置図



広島県防災航空センター			
任務	勤務形態	消防本部等	人数 総数
副本部長	日勤	福山地区	1 1
運営担当	隔日勤務	三原市	1 2
運営担当	隔日勤務	福山地区	2 4
合計			4 7

船木コミュニティセンター			
任務	勤務形態	消防本部等	人数 総数
運営担当	隔日勤務	三原市	1 2
運営担当	隔日勤務	備北地区	2 4
後方支援	日勤	大阪市	3 3
合計			6 9

広島空港			
任務	勤務形態	消防本部等	人数 総数
本部長	日勤	三原市	1 1
副本部長	日勤	三原市	1 1
情報収集兼記録員	隔日勤務	三原市	1 2
情報収集兼記録員	隔日勤務	東広島市	2 4
情報収集兼記録員	隔日勤務	尾道市	2 4
調整担当	日勤	広島市	1 1
調整担当	隔日勤務	消防庁	1 2
調整担当	12時間勤務	広島県	1 2
予防担当	隔日勤務	三原市	2 4
予防担当	隔日勤務	福山地区・東広島	1 2
予防担当	隔日勤務	福山地区・尾道市	1 2
消防庁(予防担当)	隔日勤務	消防庁	1 2
広島空港予防特命隊	隔日勤務	神戸市・北九州市	4 8
合計			19 35

現地警戒本部（広島空港）警戒隊配置図



電子国土地理院地図を使用

広島県防災航空センター				三原西消防署			
中隊別	任務	車種	隊数	人数	隊数	人数	初動対応
指揮	指揮本部【高速義務】	指揮車	1	3	1	2	◎
指揮	指揮本部【高速義務】	指揮車	1	5	1	2	◎
救助	検知活動【高速義務】	救助工作車	1	5	1	2	◎
救助	検知活動【高速義務】	救助工作車	1	5	1	2	◎
救助	検知活動【高速義務】	救助工作車	1	5	1	2	◎
救助	検知活動【高速義務】	救助工作車	1	5	1	2	◎
除染	緊急除染	ポンプ車	1	4	1	2	◎
除染	水原確保【高速義務】	ポンプ車	1	3	1	2	◎
支援	支援活動	ポンプ車	1	4	1	2	◎
支援	分析活動	ポンプ車	1	2	1	2	◎
救助	救助活動【高速義務】	救助車	1	3	1	2	◎
合計			11	43	1	2	

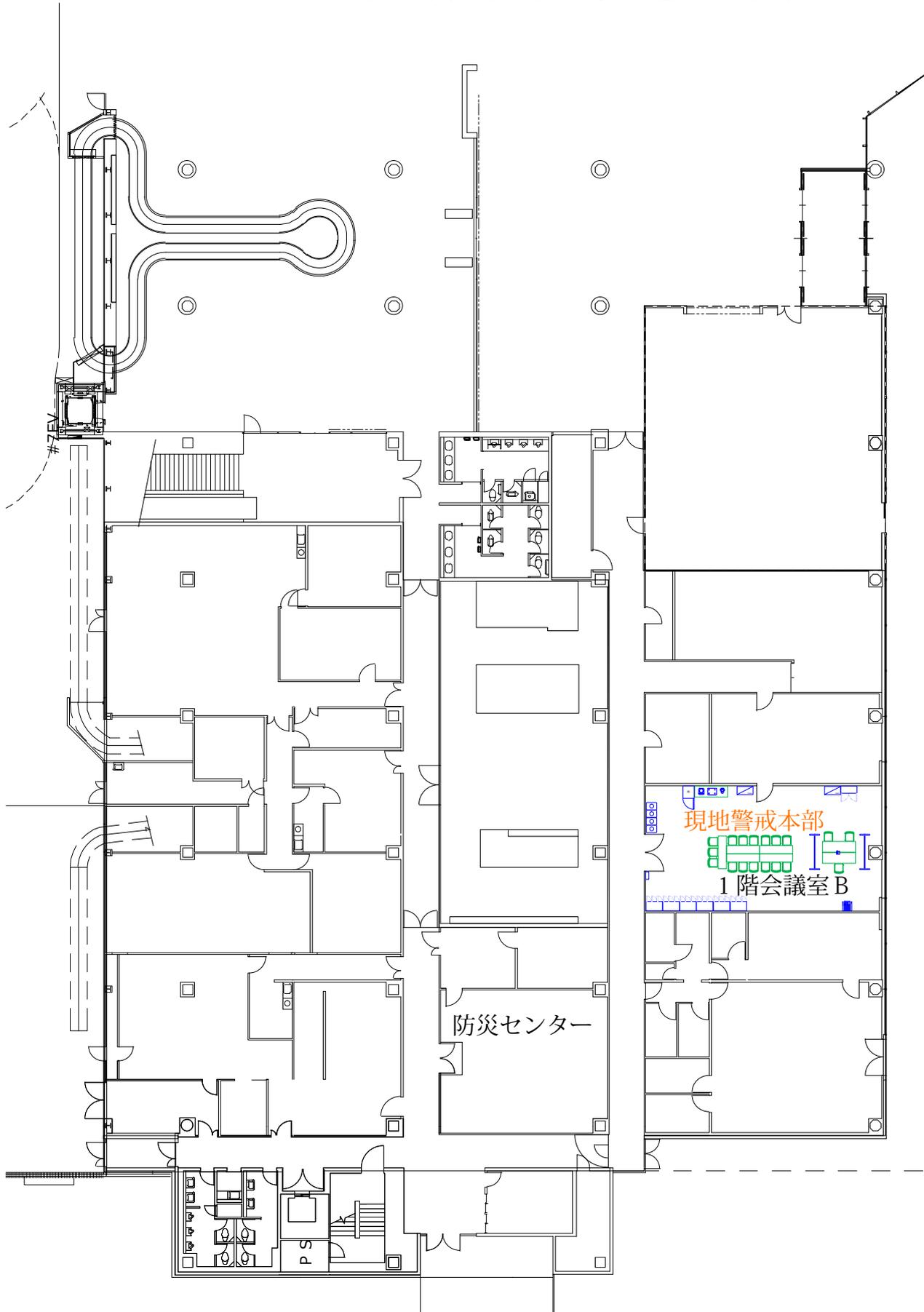
三原西消防署			
中隊別	任務	車種	隊数
指揮	現地指揮本部長	指揮車	1
合計			1

船木コミュニティセンター						
中隊別	任務	車種	消防本部等	隊数	人数	
支援	支援担当指揮	指揮車	福山地区	1	3	
指揮	除染担当指揮	指揮車	京都市	1	3	
指揮	救助担当指揮	指揮車	尾道市	1	3	
救助	救助活動	救助工作車	京都市	1	5	
救助	救助活動	救助工作車	鳥取県西部	1	5	
除染	緊急除染	ポンプ車	備北地区	1	4	
除染	除染活動(除染前トリアージ)	救助工作車	大阪府	1	4	
除染	除染活動(除染前トリアージ)	救助工作車	大阪府	1	6	
除染	除染活動(小テント搬送)	ポンプ車	京都市	1	4	
除染	除染活動(小テント搬送)	ポンプ車	京都市	1	4	
除染	除染活動(小テント搬送)	ポンプ車	京都市	1	4	
除染	除染活動(小テント搬送)	ポンプ車	福山地区	1	4	
除染	除染活動(小テント搬送)	ポンプ車	備北地区	1	4	
除染	除染活動(小テント搬送)	ポンプ車	鳥取県西部	1	4	
除染	除染活動(小テント搬送)	大型除染車	京都市	1	2	
除染	除染活動(大型除染班)	ポンプ車	京都市	1	4	
除染	除染活動(大型除染班)	ポンプ車	京都市	1	4	
除染	除染活動(大型除染班)	ポンプ車	福山地区	1	4	
支援	支援活動	ポンプ車	尾道市	1	4	
支援	支援活動	ポンプ車	出雲市	1	4	
支援	支援活動	ポンプ車	鳥取県東部	1	4	
支援	空気充填	空気充填車	京都市	1	2	
支援	資器材搬送	資器材搬送車	鳥取県東部	1	2	
救助	救助活動(除染後トリアージ)	救助車	尾道市	1	3	
救助	救助活動(救助所運営)	救助車	松江市	1	3	
救助	救助活動(救助所運営)	救助車	出雲市	1	3	
救助	救助活動(搬送班)	救助車	備北地区	1	3	
救助	救助活動(搬送班)	人員輸送車	大阪府	1	2	
合計				28	101	

◎：要人が対象の救急事案

◎：要人の離発着時は初動体制「救急」の部隊が制限区域内に前進待機する。別図4「防災へり等の駐機及び警戒隊の動線」参照

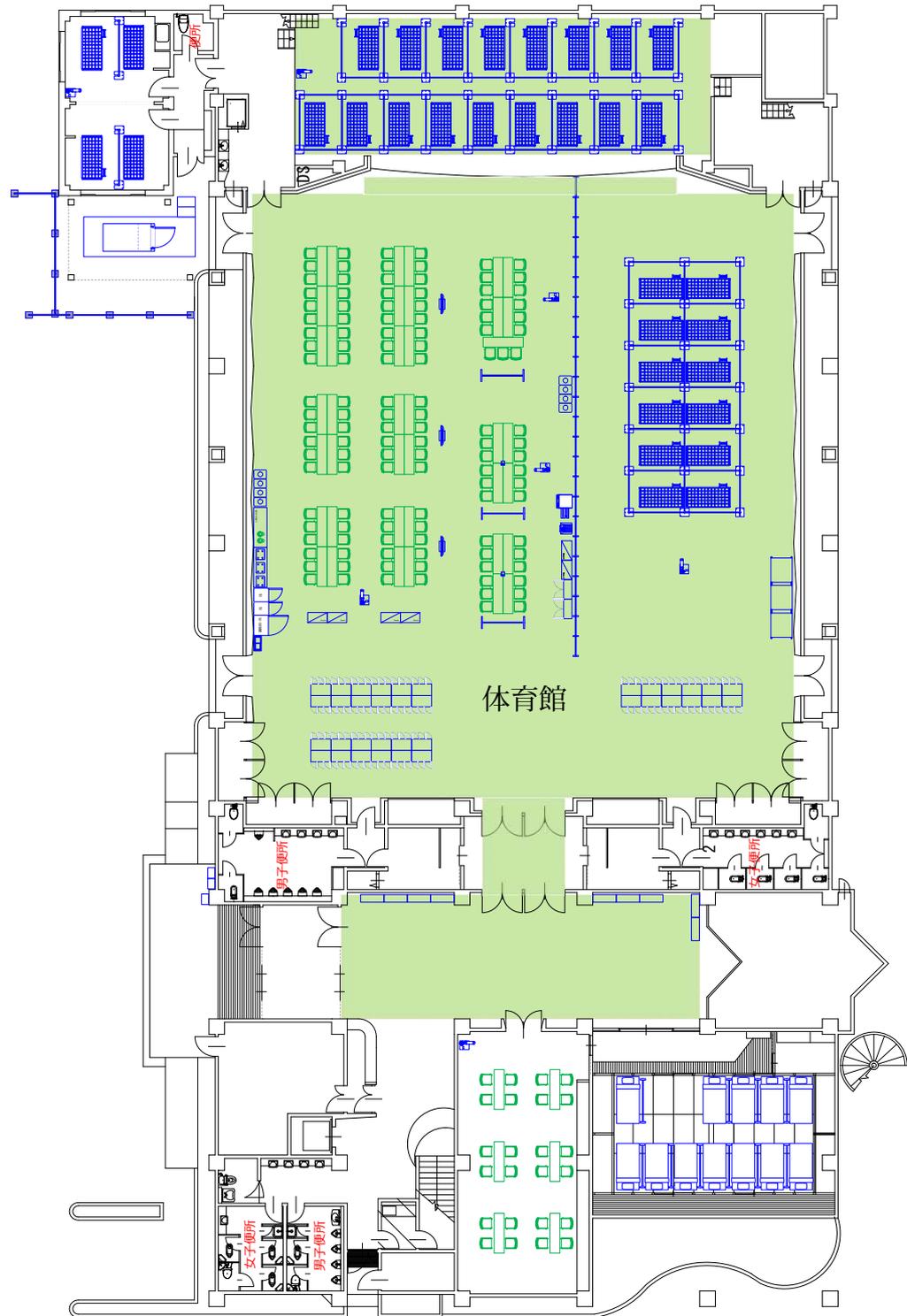
# 現地警戒本部（広島空港）配置図



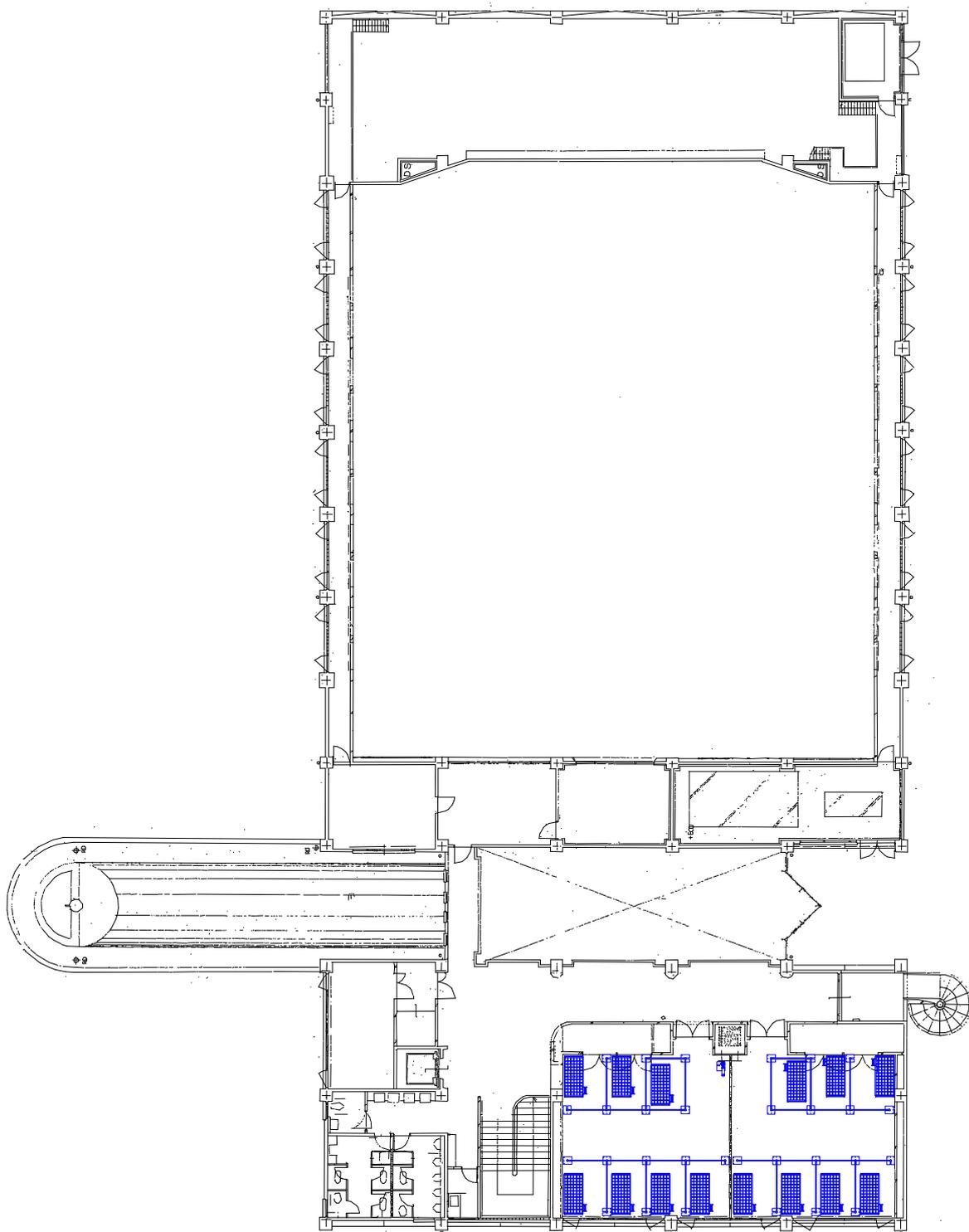
# 進駐拠点（広島県防災航空センター）配置図



進駐拠点（船木コミュニティセンター）配置図

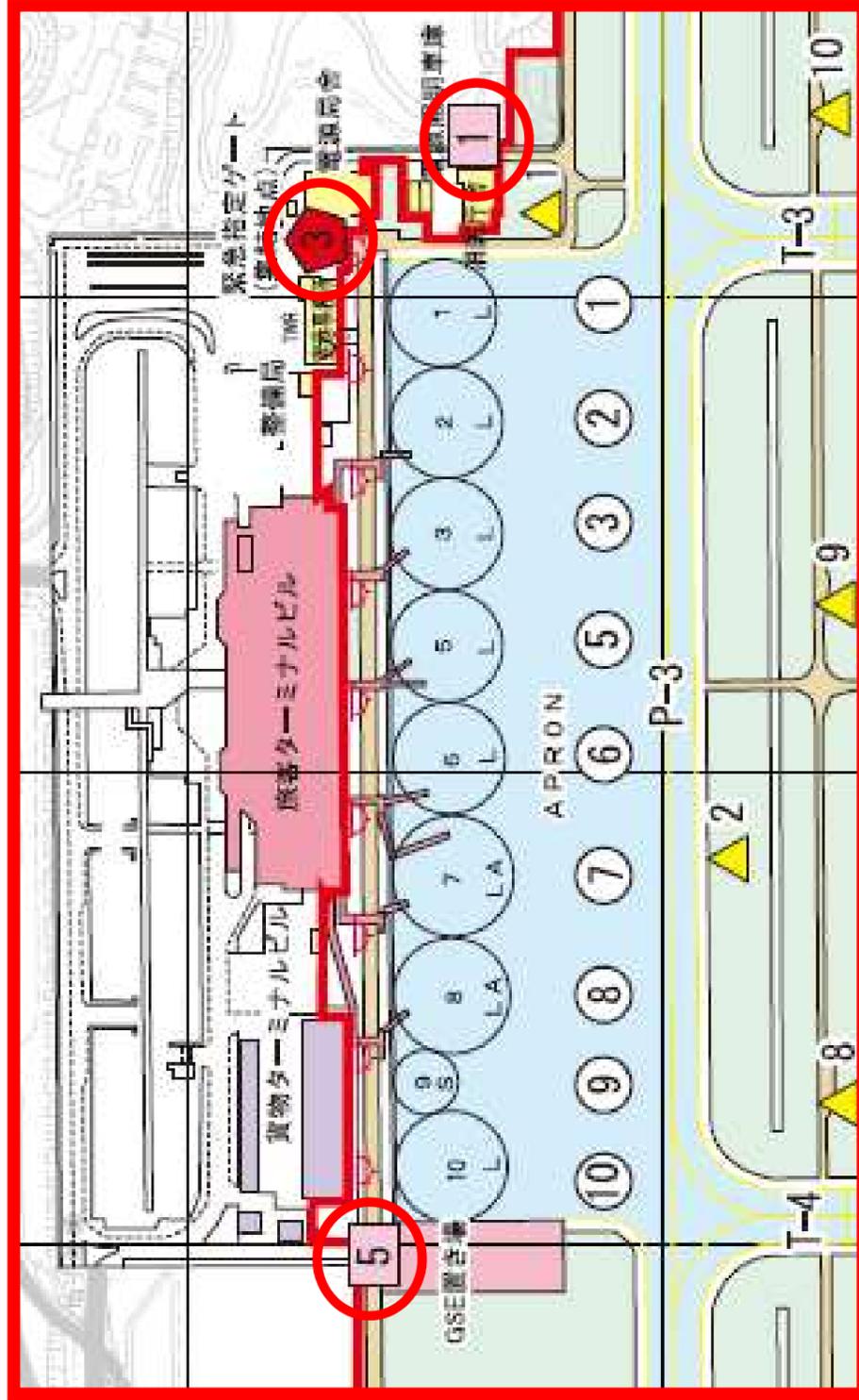
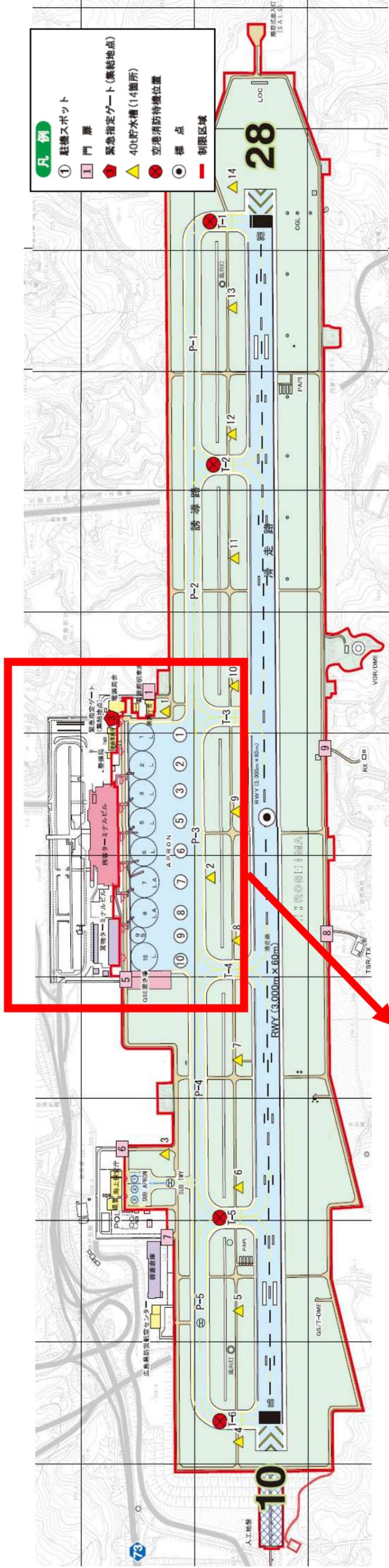


進駐拠点（船木コミュニティセンター）配置図

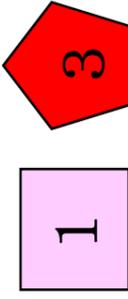




# 制限区域内の進入及び退出ゲート



◎進入ゲート



※3番ゲートを最優先とする。

◎退出ゲート



※5番ゲートは緊急時のみ使用する。

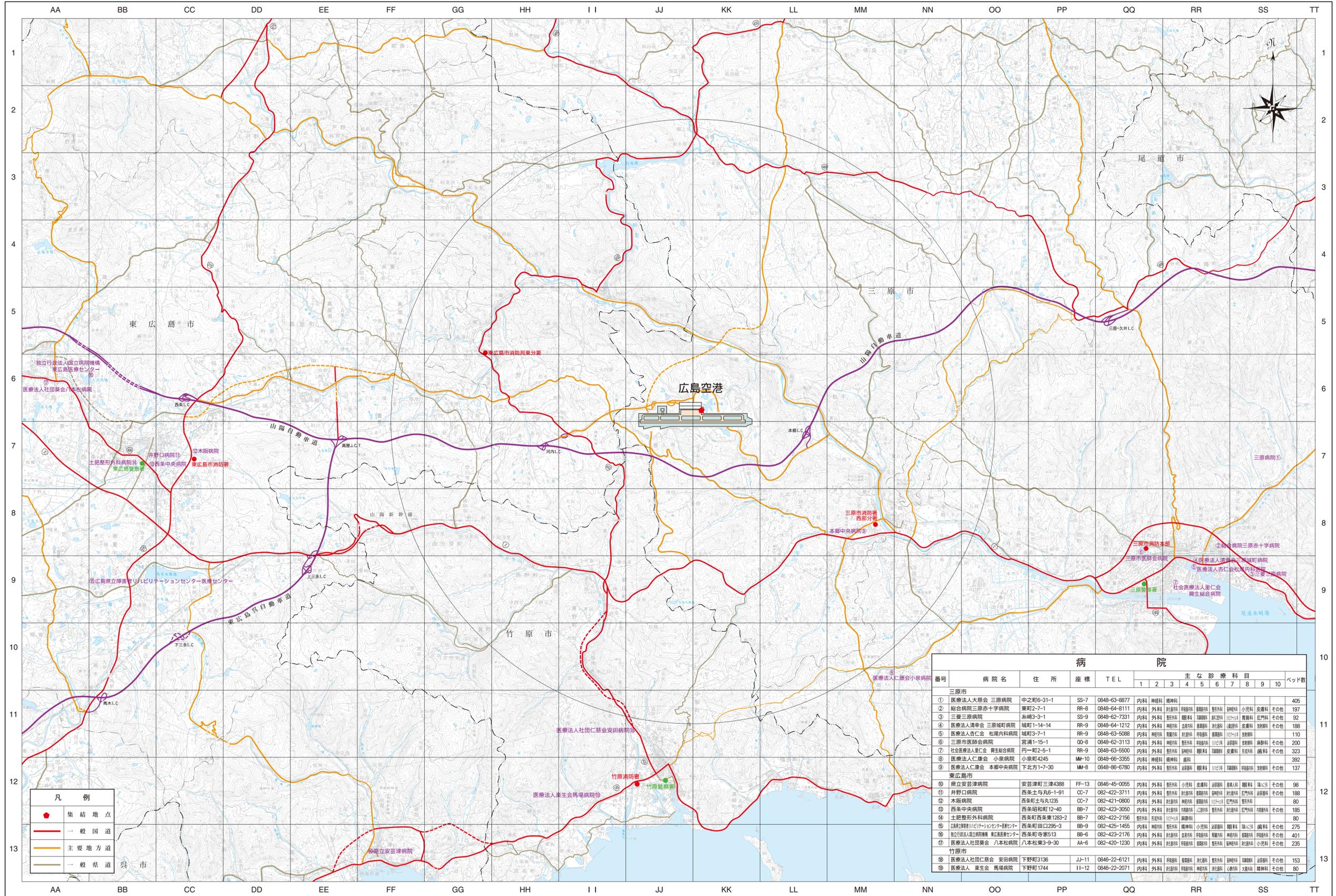
## 対象物警戒資料（広島空港）

〈資料〉

- 広島空港グリッドマップ
  - ・広島空港グリッドマップ（1）
  - ・広島空港グリッドマップ（2）
- 広島空港ターミナルビル
  - ・1階平面図
  - ・2階平面図
  - ・3階平面図
  - ・エリア区分図 1階
  - ・エリア区分図 2階
  - ・エリア区分図 3階
  - ・消火器・消火栓配置図 1階 西（国際線 到着ロビー）
  - ・消火器・消火栓配置図 1階 東（国内線 到着ロビー）
  - ・消火器・消火栓配置図 2階 西（国際線 出発ロビー）
  - ・消火器・消火栓配置図 2階 東（国内線 出発ロビー）
  - ・消火器・消火栓配置図 3階 西（広島国際空港（株）事務所）
  - ・消火器・消火栓配置図 3階 東（フードコート・展望デッキ）
  - ・電気錠配置図
- 広島空港消防水利
  - ・広島空港消防水利（1）
  - ・広島空港消防水利（2）
- 広島空港周辺危険物許可施設
  - ・広島空港周辺危険物許可施設一覧表
  - ・広島空港周辺危険物許可施設配置図
- NBC活動配置図
- NBC活動展開図（広島空港）
  - ・①NBC活動展開図（国内線 北風）
  - ・②NBC活動展開図（国内線 北風）
  - ・③NBC活動展開図（国際線 北風）
  - ・④NBC活動展開図（国際線 北風）
  - ・⑤NBC活動展開図（国内線 東・西・南風）
  - ・⑥NBC活動展開図（国内線 東・西・南風）
  - ・⑦NBC活動展開図（国際線 東・西・南風）
  - ・⑧NBC活動展開図（国際線 東・西・南風）
  - ・⑨空港消防保有の消防車両のタンク水の活用を考慮（東・西・南風）

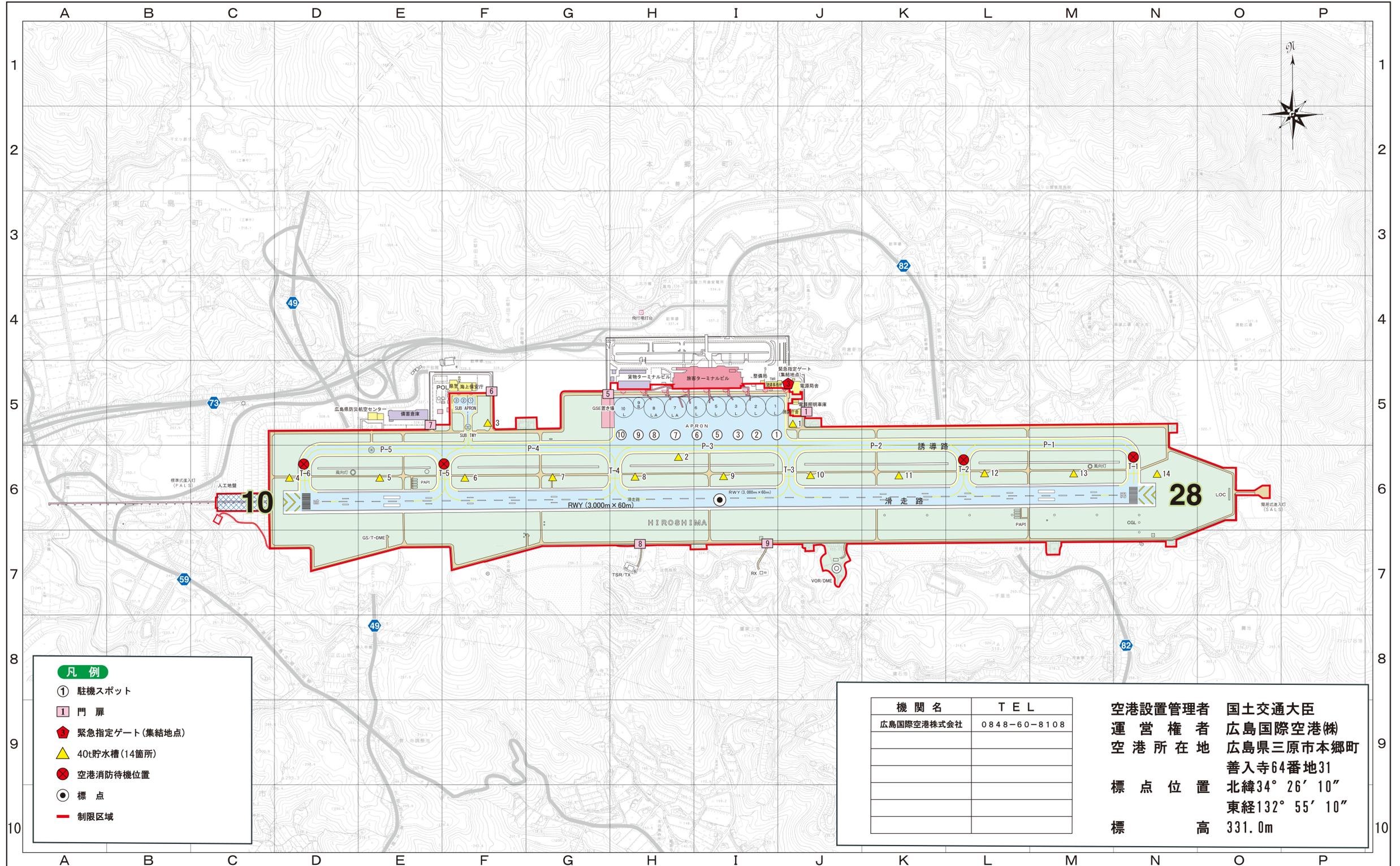


# 広島空港周辺グリッドマップ(1)



病 院																	
番号	病院名	住所	座標	TEL	主な診療科目										ベッド数		
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
三原市																	
①	医療法人大慈会 三原病院	中之町6-31-1	SS-7	0849-63-8877	内科	神経科	精神科										405
②	総合病院三原赤十字病院	東町2-7-1	RR-8	0849-64-8111	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			197
③	三原三原病院	糸崎3-3-1	SS-9	0849-62-7331	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			92
④	医療法人清幸会 三原城町病院	城町1-14-14	RR-9	0849-64-1212	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			188
⑤	医療法人杏仁会 松尾内科病院	城町2-7-1	RR-9	0849-63-5088	内科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			110	
⑥	三原市医師会病院	宮浦1-15-1	OO-8	0849-62-3113	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			200
⑦	社会医療法人仁仁会 興生総合病院	内一町2-5-1	RR-9	0849-63-5500	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			323
⑧	医療法人仁康会 小泉病院	小泉町4245	MM-10	0849-66-3355	内科	神経科	精神科	産科									392
⑨	医療法人仁康会 本郷中央病院	下北方1-7-30	MM-8	0849-86-6780	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産科								137
東広島市																	
⑩	独立安善津病院	安善津町三津4388	FF-13	0849-45-0055	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			98
⑪	井野口病院	西条土与丸6-1-91	CC-7	082-422-3711	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			188
⑫	木阪病院	西条土与丸1235	CC-7	082-421-0800	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			80
⑬	西条中央病院	西条昭和町12-40	BB-7	082-423-3050	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			185
⑭	土肥整形外科病院	西条町西条東1283-2	BB-7	082-422-2156	整形外科												80
⑮	泌尿器科リハビリテーションセンター	西条町田口295-3	BB-9	082-425-1455	内科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他				275
⑯	独立法人尾山診療所 東広島センター	西条町寺家513	BB-6	082-423-2176	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			401
⑰	医療法人社団興会 八本松病院	八本松東3-9-30	AA-6	082-420-1230	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			235
竹原市																	
⑱	医療法人社団仁慈会 安田病院	下野町3136	JJ-11	0846-22-6121	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			153
⑲	医療法人 家生会 馬場病院	下野町1744	II-12	0846-22-2071	内科	外科	泌尿科	皮膚科	産婦人科	小児科	皮膚科	小児科	皮膚科	その他			80

# 広島空港 グリッドマップ (2)



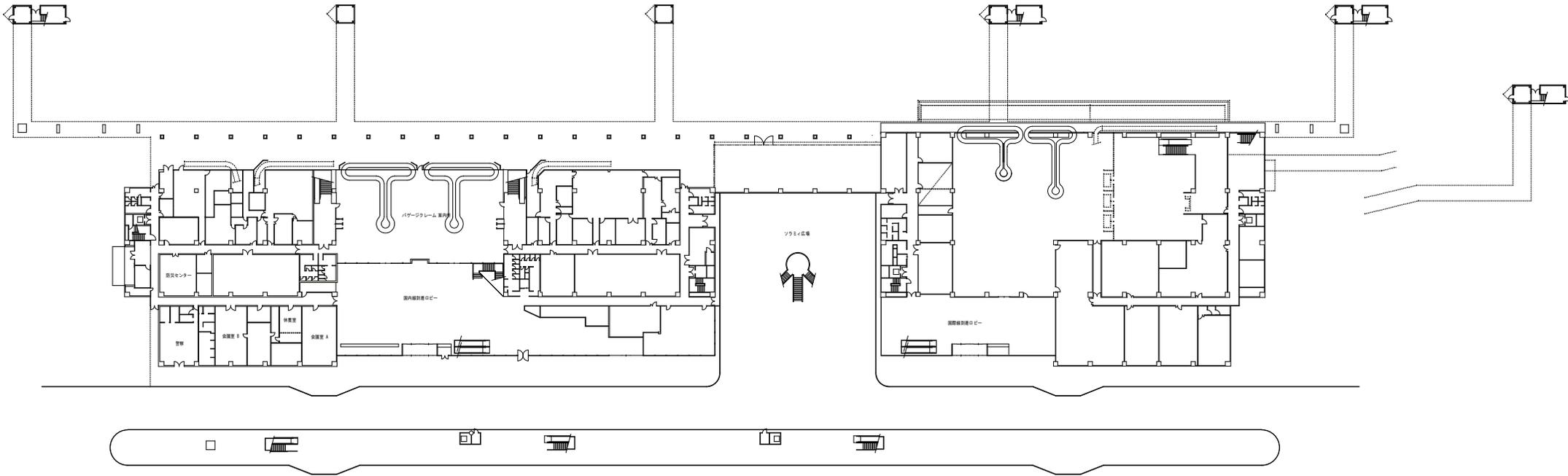
- 凡例**
- ① 駐機スポット
  - 門扉
  - ◆ 緊急指定ゲート(集結地点)
  - ▲ 40t貯水槽(14箇所)
  - 空港消防待機位置
  - 標点
  - 制限区域

機関名	TEL
広島国際空港株式会社	0848-60-8108

**空港設置管理者** 国土交通大臣  
**運営権者** 広島国際空港(株)  
**空港所在地** 広島県三原市本郷町善入寺64番地31  
**標点位置** 北緯34° 26' 10"  
 東経132° 55' 10"  
**標高** 331.0m

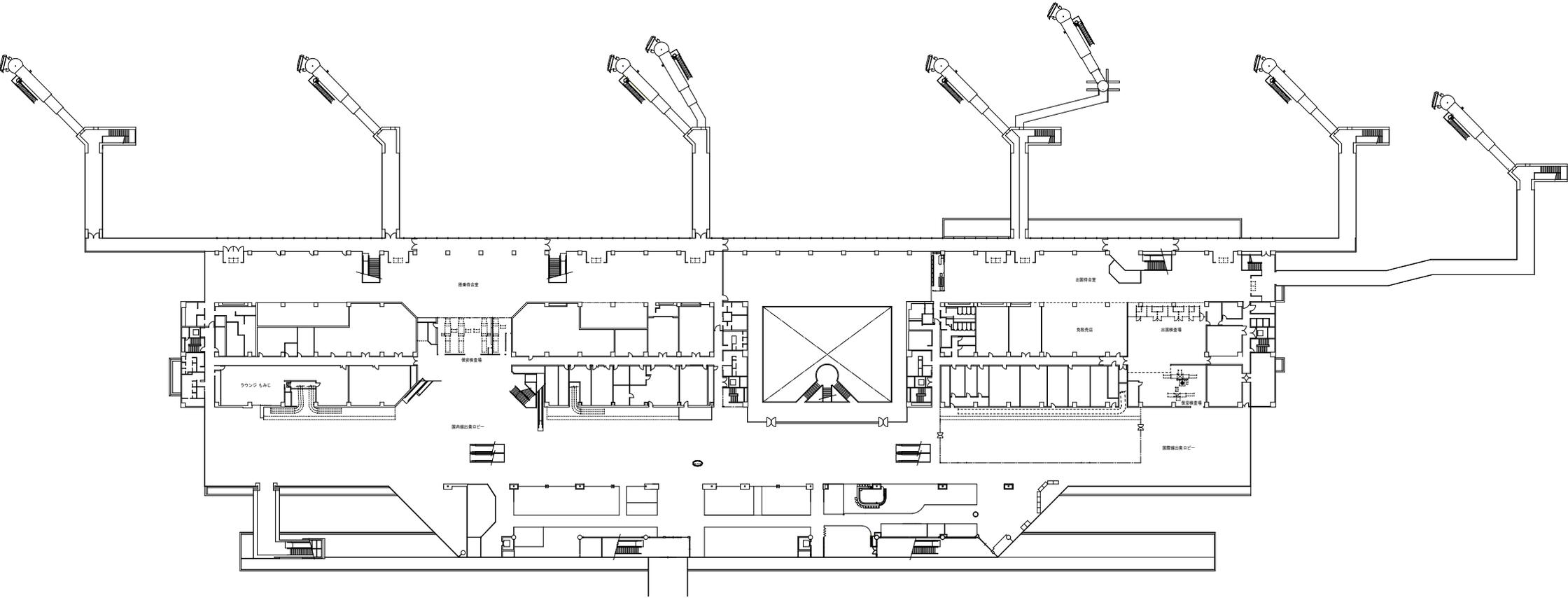
1:6,000

# 広島空港ターミナルビル



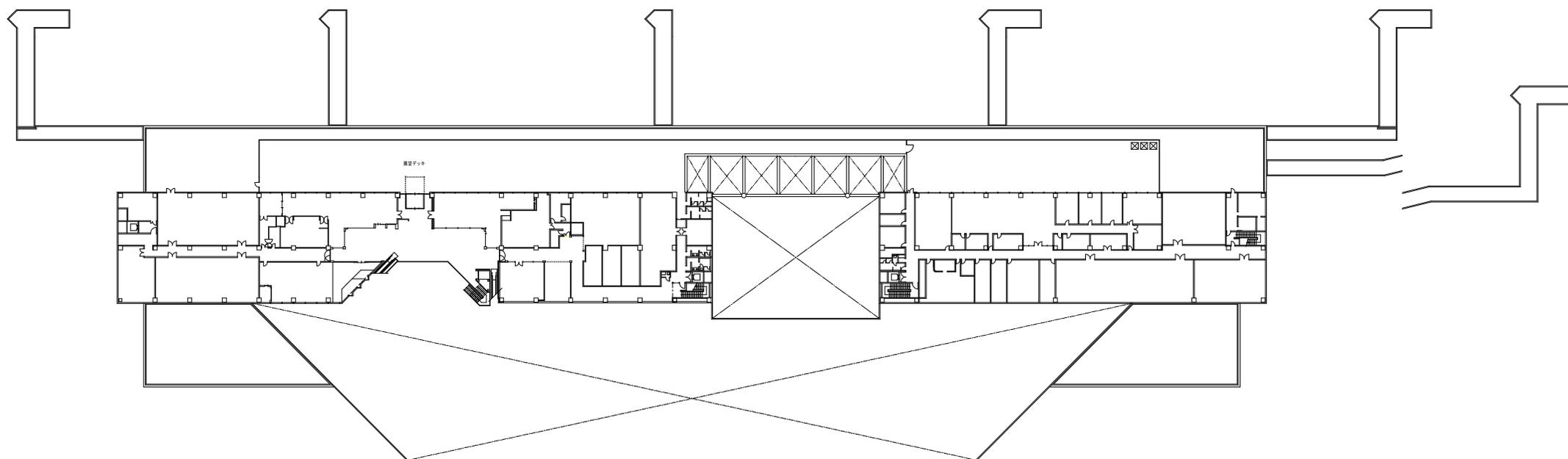
1階平面図

広島空港ターミナルビル



2階平面図

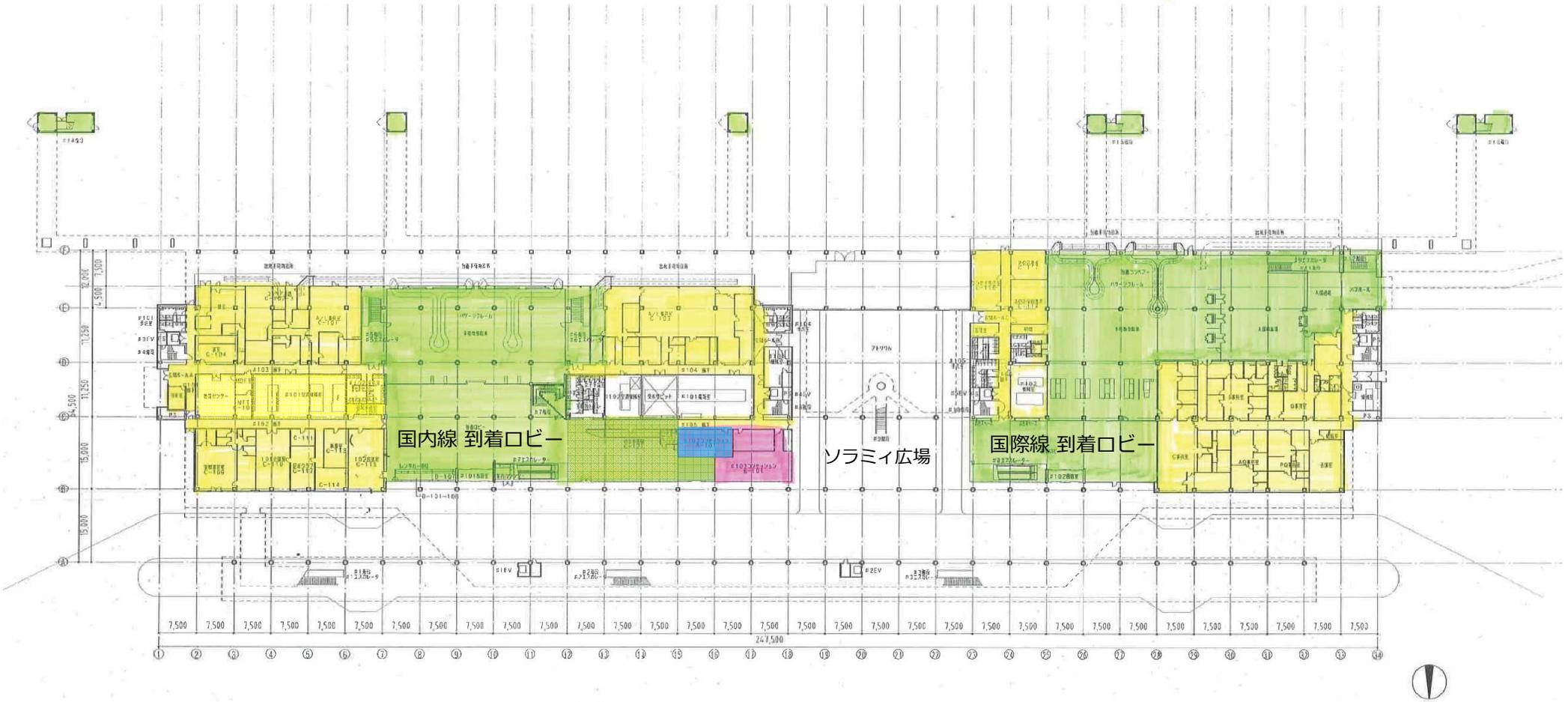
広島空港ターミナルビル



3階平面図

広島空港ターミナルビル

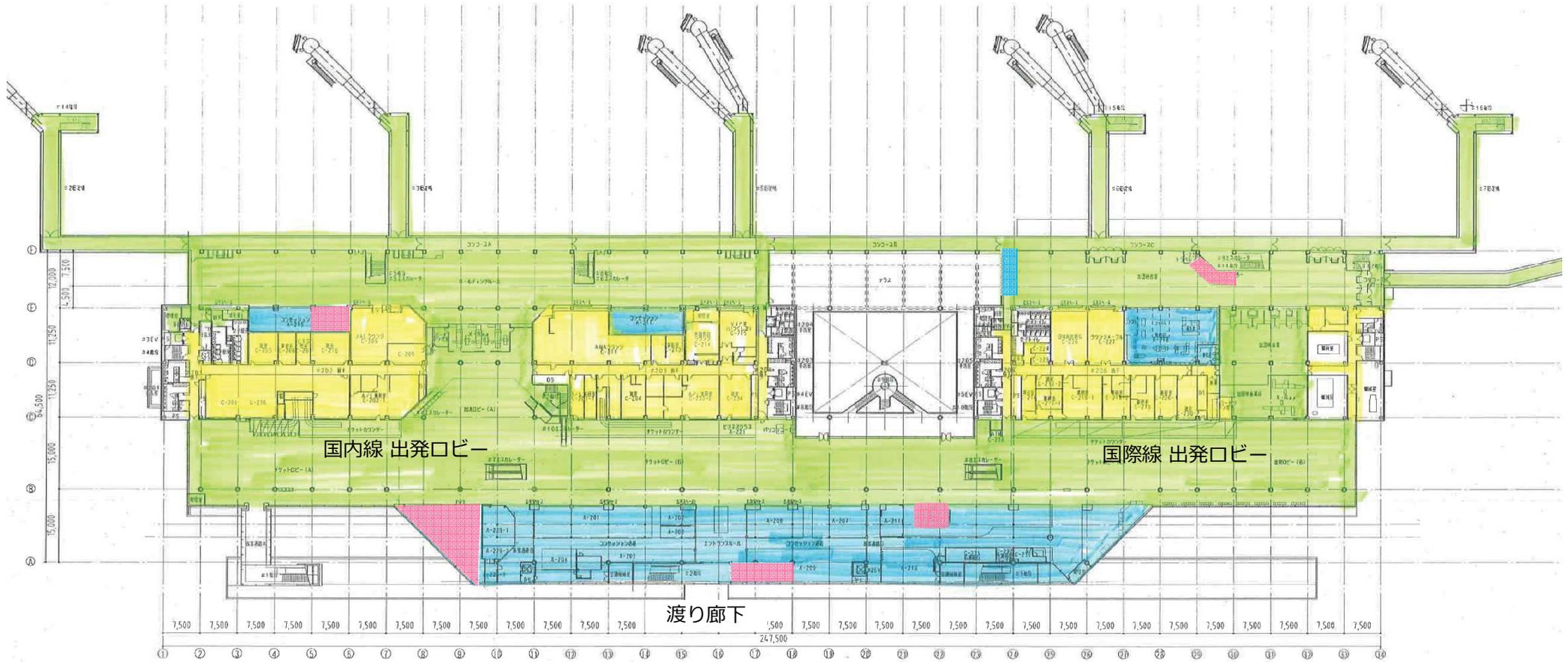
エリア区分図 1階



- 3項口 飲食店
- 4項 物販店舗
- 10項 空港
- 15項 事務所・その他

# 広島空港ターミナルビル

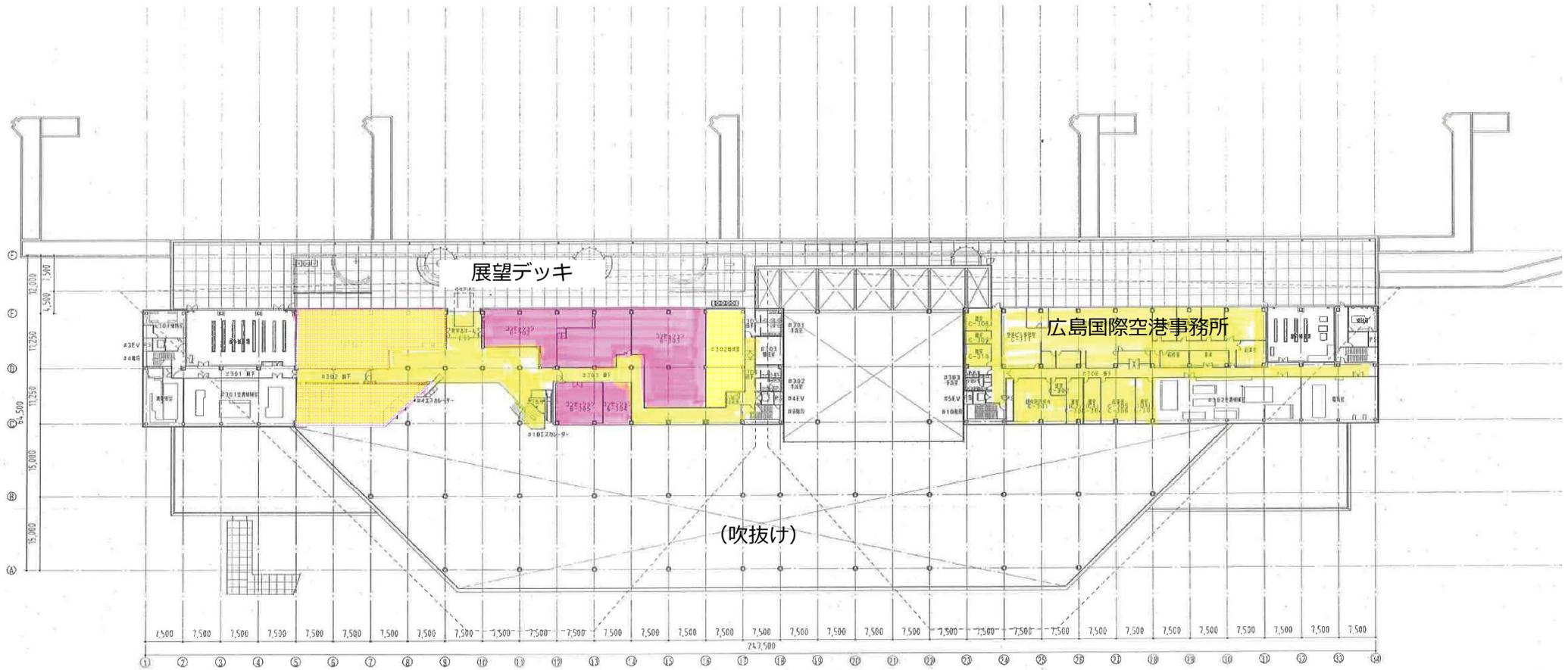
## エリア区分図 2階



- 3項口 飲食店
- 4項 物販店舗
- 10項 空港
- 15項 事務所・その他

# エリア区分図 3階

## 広島空港ターミナルビル



- 3項口 飲食店
- 4項 物販店舗
- 10項 空港
- 15項 事務所・その他